

水道サービスの持続性の確保（水道の運営基盤の強化）

3) 水道事業の会計

3-4) 給水区域内の地下水利用 ②対応事例

熊本市地下水保全条例 揚水規制

平成20年7月1日熊本市地下水保全条例が施行されます

熊本市地下水保全条例

地下水を将来にわたって市民が享受できるよう、水質及び水量の両面からの保全を図ることにより飲料水その他市民生活に必要な水を確保し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与する

基本理念

○水循環 ○市民共通の財産 ○市民協働 ○総合的対策

市の責務

総合的、広域的な地下水保全対策に努力
国、県等への措置の求め

市民・事業者の責務

自ら地下水の保全に努め、市の取組みに協力

地下水採取者の責務

地下水採取量の縮減に努め、自ら地下水を保全し、市の取組みに協力

地下水保全対策

水質保全対策

- ・市長は水質保全対策指針を策定・推進
- ・市長は硝酸性窒素等削減対策に取組み、農業者は肥料や家畜排せつ物の適正な管理等に努力

かん養対策

- ・市長はかん養対策指針を策定・推進
- ・開発、建築をする者は雨水の地下浸透施設を設置
- ・大規模採取者はかん養対策に努力

節水対策

- ・市長は節水対策指針を策定・推進
- ・建築をする者は節水型の給水設備を設置
- ・大規模採取者は節水計画を作成・実施

地下水の管理

○市長は水質・水量を常時監視 ○市長は重大な水質汚染時には自ら保全措置を実施
○用途を著しく超える採取の禁止 ○自噴井戸の設置者は届出、採取量を報告
○地下工事をする者は影響防止措置を実施・届出、水道局水源の周辺工事は事前協議